

2020年度

滋賀県要約筆記者養成講座（手書きコース）＜前期＞

開催要項

＜要約筆記とは＞

要約筆記とは、発言者の話を聞き、要約して書くことで、聴覚障害者にその場の話の内容を伝える通訳のことです。人生の途中で聞こえなくなったり、聞こえにくくなった中途失聴者や難聴者は、医療、教育、その他社会生活の様々な場面で、要約筆記を必要としています。行事や集会、会議等に要約筆記を準備することは、聴覚障害者の社会参加を保障し、誰もが参加しやすい環境をつくることになります。

1、目的

要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者の社会参加を支援する要約筆記者を養成します。

要約筆記者となるために必要な聴覚障害についての知識や、その場の話を要約して伝える技術などを習得します。

2、主催

滋賀県・滋賀県立聴覚障害者センター

3、対象者

- ・滋賀県在住または在勤の方。
- ・全課程の受講が可能な18歳以上の方で、次年度の後期講座を受講できる方。
- ・要約筆記者認定試験に合格後、県に登録し、要約筆記者として活動できる方。

4、定員

20名

5、日程と期間 ※別紙カリキュラム参照

2020年9月1日～2021年2月2日 毎週火曜日 13時30分～16時30分

6、会場

滋賀県立聴覚障害者センター（草津市大路2丁目11-33 JR草津駅より徒歩10分）

7、受講料

無料。ただし、テキスト代は自己負担とします。

8、テキスト代

「要約筆記者養成テキスト（第2版） 上下巻」（3,600円）

9、申込みと問い合わせ先

○申し込み方法 *個人情報保護シールを貼ってお送りください。

必ず往復ハガキに①～⑥まで全てを記入し、申込先へ郵送してください。

- ①氏名（ふりがな） ②年齢 ③職業 ④郵便番号・住所
⑤連絡先（電話番号・FAX番号・携帯番号・携帯アドレス） ⑥受講動機

○申し込み先・問い合わせ先

〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目11-33

滋賀県立聴覚障害者センター「要約筆記者養成講座担当」宛

TEL : 077-561-6111 FAX : 077-565-6101

○申込み期間

2020年6月1日(月)～8月21日(金) ※当日消印有効

【会場地図】

滋賀県立聴覚障害者センター

